

税

身体障がい者等を対象に 軽自動車税・自動車税を減免します

障がい者本人またはその家族が障がい者のために使用する車の軽自動車税等が減免される場合があります。

ただし、軽自動車・普通自動車のいずれか一台で、事業用のものは除きません。

●**対象者** 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、障がいの程度が一定の範囲に該当する方

障がいの区分	障がい者本人が運転する場合	生計を一にする人または常時介護者が運転する場合
視覚障がい	1～3級、4級の1項まで	
聴覚障がい	2～3級まで	
平衡機能障がい	3級	
音声機能、言語機能、またはそしゃく機能の障がい	3級(喉頭摘出に限る)	
上肢不自由	1～2級の2項まで	
下肢不自由	1～6級まで(7級が2以上ある場合は6級とする)	1～3級の1項まで
体幹不自由	1～3級、5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級(第一種(両上肢)は対象、第二種(一上肢)は対象外)
	移動機能	1～6級
心臓機能障がい	1級、3級	
じん臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこうまたは直腸の機能障がい		
小腸機能障がい		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1～3級	
肝臓の機能障がい		
知的障がい	—	療育手帳の障がい程度「A」
精神障がい	—	精神障害者保健福祉手帳「1級」 (自立支援医療(精神)受給者証の交付を受けている人に限る。ただし、所得制限により受給者証が交付されない場合は、医師の通院証明書を添付することにより受給者証に代えることができます)

※障がい等級は、個別等級によります。
※上記等級の他にも使用目的等の要件があり、該当しない場合は減免とならない場合もあります。詳しい条件等については、各担当窓口までお問い合わせください。

●対象車両

- (1) 障がい者が所有し、障がい者本人が運転するもの
- (2) 18歳未満の障がい者と生計をともにする家族が所有・運転し、障がい者の通院・通学等に使うもの
- (3) 障がい者が所有し、生計を共にする家族が運転して障がい者の通院・通等に使うもの(精神「1級」・知的障害者「A」の場合は、障がい者所有でなくてよい。)

●必要書類など

納税通知書、自動車検査証または標識交付証明書、運転免許証(運転される方のもの)、身体障害者手帳等(原本)、印鑑

●提出先・お問い合わせ

それぞれ次の期間中に手続をしてください。(減免を受けたい車の税の種類によって、申請期間と担当窓口が違います。)

・軽自動車税

申請期間 納税通知書を受け取った日から5月24日(木)まで
担当窓口 市役所税務課市民税係
☎63-51110 または各支所・行政サービスセンター税務窓口

【自動車税の減免申請で家族が運転する場合、さらに必要となる書類】

同一生計証明書(市役所障がい福祉窓口で交付)、通院・通学等の証明書(各病院・学校等で交付)

平成23年分

確定申告振替納付日のお知らせ

平成23年分申告所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の振替日は次のとおりです。

振替日
・申告所得税 4月20日(金)
・消費税及び地方消費税 4月25日(水)

2～3日前には、預貯金口座の残高をお確かめください。

預貯金不足などの理由により、預貯金口座から引き落としできないと、法定納期限の翌日(所得税は3月16日、消費税及び地方消費税は4月3日)から納付の日までの延滞税がかかりますので、ご注意ください。

また、今回の平成23年分確定申告書の提出が遅れた方は、直接金融機関の窓口での納税が必要となりますので、ご注意ください(期限後の申告及び修正申告については、振替納税はできません。)

お問い合わせ

佐渡税務署 ☎74-3276
(自動音声案内「1」を選択してください)